

センター婦人がん検診

☎ 保健女性センター 64-8992

とき 12月13日(水) 13:30~14:15
 ところ 保健女性センター
 内容 子宮頸がん・乳がん検診
 対象 30歳以上の女性
 受診料 1,100円(70歳以上の人などは無料)
 申し込み 電話で保健女性センターへ予約してください
 ※不正出血・子宮筋腫などがある人は医療機関での検診をお勧めします。

インフルエンザにご注意

☎ 保健女性センター 64-8992

インフルエンザはこれから季節に流行します。予防のため、次のことに気をつけてください。

- 十分な栄養と休養をとりましょう。
- 人込みを避けましょう。
- 室内の乾燥に気をつけましょう。
- うがいと手洗いをしましょう。
- マスクを着用しましょう。

特に、乳幼児と高齢者は肺炎などの合併症を引き起こしやすく、周囲の人もインフルエンザの予防に十分な注意が必要です。

障害者の日記念事業**第7回ゆめのくにのおんがくかい**

とき 12月3日(日) 13:00~

ところ 富士市民センター(駐車場はありません)

内容 福祉施設の皆さんによる歌、踊り、オーケストラ演奏ほか

問い合わせ 生きがい福祉課 内線2323

環境シリーズ No.30**循環型社会の実現に向けて**

市では現在、「富士市環境基本計画」の策定に取り組んでいます。その中で、資源やエネルギーの有効利用、廃棄物の減量が大きな課題の一つとなっています。

1. 有限な資源

私たち人類が築き上げてきた高度で文化的な生活は、地球の資源によって支えられてきました。しかし今、資源について真剣に考えなければならないときを迎えています。石油などの化石燃料の問題、森林資源の減少による地球環境問題など、

リウマチ・骨の難病相談会

☎ 中央病院医療相談室 52-1131

富士市難病団体連絡協議会ではリウマチや骨の特定疾患などで悩んでいる人を対象に相談会を開催します。

とき 11月25日(土) 13:00~16:00
 ところ 市立中央病院大会議室
 内容 専門医師による個別相談
 定員 20人(先着順)
 参加費 無料
 申し込み 11月20日~22日・24日に電話で中央病院医療相談室へ

重度心身障害者医療費の助成金を支給します

☎ 生きがい福祉課 内線 2322

市は、重度心身障害を持っている人に保険診療で受診した医療費の自己負担額と、入院時に自己負担した食事療養標準負担額について助成金を支給します。該当する人は申請してください。
 ◎身体障害者手帳1・2級の人
 ◎療育手帳A判定の人(知的障害者更生相談所での判定でIQ35以下)
 ◎特別児童扶養手当などの支給に関する法律施行令の1級に定める障害のある人
 ◎障害基礎年金1級を受給している人
 ※他の制度から給付を受ける分については、その金額が減額されます。

**平成13年版
「明るい生活の家計簿」
をあっせんしています**

価格 1冊 350円
 あっせん 消費生活センター
 (保健女性センター2階)
 ☎ 64-8996

人類がこれからも持続可能な発展を続けていくためには、こうした問題を解決していくなければなりません。

2. 廃棄物の排出量の増加

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムにより、廃棄物は増加の一途をたどってきました。従来の廃棄物処理は、「発生したごみをいかに効率よく処理するか」という考え方でしたが、ごみの増加に処分場の能力が追いつかなくなり、こうした考え方を改めるべきときが来ています。

3. 循環型社会を実現するために

これからの廃棄物処理は、ごみの発生

ふじの子伝承遊びグランプリ

☎ 生きがい福祉課 内線 2316

~世代間交流イベントに集まろう~

とき 11月26日(日) 10:00~
 ところ 富士中央小学校体育館
 内容 竹馬、竹とんぼ、お手玉などの伝承遊び体験や地場産品、手づくり作品の販売など
 参加費 無料
 申し込み 当日直接会場へ
 問い合わせ 静岡県老人クラブ連合会
 ☎ 054-254-5225

特別障害者手当などを支給します

☎ 生きがい福祉課 内線 2322

市は、重度の障害を持っている人に、手当を支給しています。該当する人は申請してください。(支給制限があります。詳しくは生きがい福祉課へお問い合わせください)
 ◎特別障害者手当 20歳以上で重度の障害が重複、または障害のため常時特別な介護が必要な人
 ◎障害児福祉手当 20歳未満で身体障害者手帳1級または2級の一部(常時介護)、またはIQ20以下の人
 ◎特別児童扶養手当 20歳未満の障害児を介護し、生計を維持している父母、または障害児と同居していて介護し、生計を維持している養育者
 ◎交通事故による遺児等福祉手当
 ・両親が死亡または生死不明
 ・片方の親が死亡し、もう一方の親の生死が不明または重度障害者以上に該当する18歳未満の児童を養育している保護者

を前提にするのではなく、「ごみが出ないようにすること」や、「ごみになったときに処理やりサイクルをしやすいような工夫をする」ということを考えていく必要があります。そのためには、製造業者、流通・販売業者、消費者、行政など、あらゆる立場の人々が相互に協力しながら、廃棄物の減量やりサイクルに取り組む社会を築いていかなければなりません。

皆さんも、各家庭での省エネルギーやごみの減量について、改めて考えてみましょう。

問い合わせ 環境保全課 内線2074